令和2年度 第2回 平塚市介護保険運営協議会 会議録

令和2年10月14日(水) 13:30~15:00

平塚市教育会館 大会議室

出席者(委員)

松下傳委員 水野委員 関口委員 松下京子委員 大畑委員 柳川委員 内田委員 小川委員 齋藤委員 井上委員 船水委員 (11名出席 欠席 上野会長、山梨副会長)

岩﨑福祉部長

(事務局)

(高齢福祉課) 久保課長 岩本課長代理 渡邉主査 (地域包括ケア推進課) 中村課長 笹井課長代理、相原課長代理 (介護保険課) 脇課長 尾崎課長代理 渡邉課長代理 鈴木担当長 高橋主管 宮田主査 田中主任 今井主事

I 開会

岩﨑福祉部長からあいさつ

II 議事

上野会長、山梨副会長の欠席に伴い、委員の互選により小川委員を議長に選任した。

議事に入る前の報告事項

過半数の委員が出席しており、平塚市介護保険運営協議会規則第3条第2項により会議 は成立。また、傍聴者はなし。

報告1 令和元年度介護保険事業の決算について

資料1に基づき、令和元年度介護保険事業の決算について、事務局より説明。

委員 介護保険料の徴収方法が普通徴収になるのは、どのような場合か。また、未納が あった場合、どのくらいの期間サービスが受けられなくなるのか。 事務局 普通徴収の多くは、満65歳に到達し第1号被保険者になったあと、特別徴収に 切り替わるまでの半年から1年の期間の方である。また、受給している年金額が 年18万円未満の方は特別徴収ができないため、普通徴収となる。

未納の場合の給付に関する措置であるが、介護サービスが利用できない期間はない。1年以上滞納した場合は、サービス費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により保険給付分が支払われる償還払い方式となる。1年6か月以上滞納した場合も原則償還払いだが、滞納している保険料に充当する場合がある。2年以上滞納した場合は、サービスを利用する場合の利用者負担割合が本来1割または2割負担の人は3割負担、3割負担の人は4割負担に引き上げられる。

委員 徴収率に関して、予算の1割ほどしか滞納分が徴収できていない。一部の自治体では差し押さえをしているところもあると聞いたが、平塚市としてはどういった対応をしているのか。

また、利用者負担割合が2割、3割になっている人はどれくらいいるのか。 さらに、審査判定(認定)件数には、却下になった場合も含まれているのか。 これは意見だが、地域支援事業の実績における利用率について、事業全体の 構成割合を示したものだろうが、介護認定を受けている人が利用している割合 や第1号被保険者が利用している割合と誤読されるため、表記方法を再考いた だきたいと思う。

事務局 令和元年度収納率は98.98%だったが、これを前年と比較をすると0.06ポイント増加している。この増加傾向は7年連続となっている。具体的に保険料を納めていただけない場合の取り組みとしては、満65歳到達や転入直後の普通徴収期間における「うっかり」の払い忘れに対する納付勧奨に重点を置いている。加えて、口座振替やコンビニでの納付勧奨の強化に取り組んでいる。未納が続く場合には、サービス利用に給付制限があるということを直接説明したり、チラシ等での周知によって、納付啓発、未納防止に取り組んでいる。また、電話で連絡がつかない場合には、自宅を伺って納付交渉をする訪問徴収を行っている。なお、令和元年度までの間で、平塚市では差し押さえはしていない。

令和2年8月1日に送付した負担割合証では、全件総数11,235件のうち、1割 負担は9,997件(89%)、2割負担は724件(6%)、3割負担は514件(5%)とな っている。

認定審査会の判定数としては、9,430件の判定を出したほかに、7件の再調査というものがある。これは、一度結果を出さずに、その後何らかの結果が出ているものを指している。また、却下ではなく認定結果が非該当とされたケースが61件あり、これは判定数全件の9,430件に含まれている。

委員 地域支援事業について、要支援1,2と判定された方と、チェックリストで事業対象者となっている方の人数はどれくらいいるのか。

また、訪問型サービスと通所型サービスにおいて、訪問型は従前の訪問介護相当から多様なサービスAに移行しつつある傾向のようだが、通所型が同様に多様なサービスAに移行するのは難しいのか、市の考えを伺いたい。

さらに、介護予防ケアマネジメントとして高齢者よろず相談センターが51,671,122円で決算しているが、これに加えて、包括的支援事業における地域包括支援センター業務委託の運営費が267,960,000円ある。介護予防ケアマネジメントではケアプランを利用したときだけの費用なのか、それ以外の相談業務も該当するのか。

事務局 要支援者は約2,500人、事業対象者は319人である。

訪問型サービスAへの移行傾向は、従前の訪問介護相当ではサービス過剰だった方が、多様なサービスの展開により、ご本人様の状態に合ったサービス提供ができるようになった結果であると感じている。一方で通所型サービスAは、担い手が介護事業所であるにも関わらず、サービス内容としては専門的な支援を行わず、集まってお話をする程度に留まってしまう。そのため、通所型サービスAの利用者に該当する方に対しては、地域の中で盛んに展開している通いの場をケアプランに位置付け、あえてそちらを利用していただく形をとっている。

また、介護予防ケアマネジメント費はケアプランを立てる1回あたりの費用 である。

報告2 令和2年度介護保険事業の施行状況について

資料2に基づき、令和2年度介護保険事業の施行状況について、事務局より説明。

委員 同じ敷地内や同じ建物内に複数の介護事業所が併設されている場合があるが、 実際に市内には介護事業所が何か所あるのか。

事務局 300か所程度と把握している。

報告3 平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第8期])(案)について

資料3に基づき、平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第8期])(案)について、事務局より説明。

(質問・意見) 特になし。

報告4 居宅介護支援事業所の指定等について

資料4に基づき居宅介護支援事業所の新規指定、指定更新、廃止等について、事務局より説明。

(質問・意見)特になし。

報告5 地域密着型サービスの指定等について

資料5に基づき地域密着型事業所の新規指定、指定更新等について、事務局より説明。

委員 地域密着型事業所、特に小規模多機能型サービスは、平塚市の理念に合わせて うまく運営ができているのか。

また、公募結果が毎回0件となっている。もし近隣の市町村でも同じような問題を抱えているのであれば、近隣の市町村とともに整備していく方法も考えられるがいかがか。

事務局 小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護に関しては、平塚市として圏域に1か所以上整備する基本的な考えのもと、現在13圏域中11圏域で整備が進んでいるところである。

また、地域密着型サービスはあくまでその市の住民が利用するサービスであるため、近隣市町村と一緒に整備することは基準上困難である。

直近の介護保険事業計画(第7期)の中で整備した定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用率が前年度比で13.7%増となっている。同じく第7期計画で整備した認知症対応型共同生活介護は、地域密着型サービス全体の33.5%と大きなウエイトを占め利用率は8.1%増、看護小規模多機能型居宅介護は28.6%増となっており、市民のニーズに沿った整備が進んでいると考えられる。

その他

次回の運営協議会の開催は、令和2年12月15日を予定している。

III 閉会